

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度

長寿医療制度のお知らせ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入されている方のうち、保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

また、納入通知書又は口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第2期分の納期限となっています。

なお、平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8.5割軽減、所得割5割軽減)により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が、以下のとおり年度途中で変わりますので、ご注意ください。

【昨年度の8月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法】

■ 年金からのお支払い ■ 口座振替によるお支払い ■ 納入通知書または口座振替によるお支払い

お支払い方法	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「年金」からお支払いの方	納付書等 <small>(9月までは納入通知書又は口座振替)</small>	納付書等	納付書等	年金		年金		年金	
「口座振替」でお支払いの方	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替

年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納入通知書または口座振替によるお支払いとなります。

保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、住民課国保医療係、洞爺総合支所、温泉支所の各窓口へお申し出ください。
ご注意いただきたいこと

口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。

既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。

年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。

国民健康保険料(税)を口座振替によるお支払いをされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。

保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

お申し出の際に必要なもの
「本人の保険証」
「口座振替の預金通帳とお届け印」

■ 問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 / 洞爺湖町住民課国保医療係 ☎0142-74-3002